契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	塩屋ポンプ場　沈砂池スクリーン設備工事

契約変更後の工事概要

本工事は、塩屋ポンプ場内の沈砂池スクリーン設備の更新を行うものである。

- 沈砂池スクリーン機械設備工　　１式
- 沈砂池スクリーン電気設備工　　１式

設計変更にて、下記の変更を行う。

（金額変更）

- 下部スクリーンの製作・据付及び特記仕様書の機器仕様の一部変更
- 石綿分析費用の追加

契約変更の理由

本工事において、以下の理由により変更を行う。

（金額変更）

(1) ポンプ場に流入するし渣が当初設計での想定量より多く、スクリーン下部の隙間からポンプ井に流入することで汚水ポンプの閉塞が発生することが判明した。この対策として機器付属品の追加で下部スクリーンを製作及び据付する必要が生じたため。
機器仕様の「水路幅」において工事着工前に機器の設置場所の水路幅を業者にて調査した結果、特記仕様書の記載と設置場所の水路幅に乖離があったため。

(2) 特記仕様書の第 1 節 一般事項-第 1 項 一般事項-10.建設副産物対策-(2)より、施工開始前に石綿の調査を行ったところ石綿含有が不明なものがあり、それについて分析を行ったため。

（公表様式第６号）